

大阪市地域福祉基本計画(素案)に対するパブリック・コメント意見一覧

	関連頁	関連項目等	ご意見の趣旨(要約)	本市の考え方
1	1、2	第1章 1 計画策定の背景と趣旨	平成28年に部落差別解消法が施行されたことを踏まえ、計画の策定趣旨に部落差別は重要な地域課題であること、部落差別のない社会を実現することを示す必要がある。	本計画は各区の地域福祉計画等と一体となっており、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画を形成していますが、その定めるべき事項については、同条第1項第1号に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」とされており、あらゆる福祉課題が含まれるものと考えられますが、全てを網羅的に掲載することは困難であると考えております。 なお、「第3章 計画の基本理念と基本目標」-「1 基本理念」-「(1) 人権尊重の視点」に、同和問題(部落差別)について記載しております。
2	9、10	第1章 2 (4) 分野別計画・関連計画等との連携	福祉施策と他の分野の施策との連携のうち、とりわけ教育に関する施策との連携を打ち出していくべきである。	本市では、学校における「気づき」により課題を抱えることもや世帯を発見し、学校・区役所(保健福祉センター)・地域などが連携して総合的に支援する仕組みである「大阪市子どもサポートネット」を実施しています。 (第3章 基本目標2 1 相談支援体制の充実) また、小学生向けの福祉読本を各小学校に配付するなど、教育委員会と連携して福祉の理解促進に取り組んでいます。 (第4章 2 福祉人材の育成・確保) いただいたご意見につきましては、今後の取り組みを進めていくうえで参考とさせていただきます。
3	18	第1章 4 圏域の考え方	住民に身近な地域で、支援を必要とする方の早期発見や総合的な相談支援、さまざまな生活支援等を調整する役割を果たすことが重要であることから、身近な地域で包括的な相談支援を実施している地域包括支援センターを各制度の枠を超えた機関として位置づけ、必要な体制整備と権限を付与すべきである。	本市では、1つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯を対象として、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実事業を各区で実施しており、本事業では、区役所が調整役となり、地域で見守り活動をされている民生委員・児童委員の方々や、相談支援機関やサービス提供事業者等と連携して、課題の整理や解決に取り組んでいます。
4	103-	第3章 基本目標2 1 相談支援体制の充実	総合的な相談支援体制の中心と位置づけられている区役所は、地域住民にとって身近な存在ではないため、より身近なところに設置する必要がある。	(第4章 1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備)
5	18	第1章 4 圏域の考え方	計画案では、地域福祉活動が従来の地区社協や町会などで中心的に取り組まれていると述べるにとどまっている。「地域づくり」をめざす地域住民活動を積極的に進めるためには、「地域活動協議会」を行政パートナーと位置付け、その「福祉部会」を地域福祉活動の中核機関として取り組んでもらうようにすべきである。	本市では、各区の実情に応じ、自律的な地域運営に取り組む地域を積極的に支援しており、さまざまな地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関する多様な活動主体が幅広く参画する地域活動協議会を支援しております。 そのような状況やご意見を踏まえ、「第1章 4 圏域の考え方」のイメージ図に地域活動協議会に関する記載の追記を検討します。

	関連頁	関連項目等	ご意見の趣旨(要約)	本市の考え方
6	18、19	第1章 4 圏域の考え方	「○各圏域における主な組織や活動の状況等」の【小地域】の項に、「公益活動団体が第2種社会福祉事業である隣保事業を実施するなど、困難な課題を要する住民の生活自立のための総合相談、自立支援活動を実施している」という旨を明記すること。	本計画では「多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の考え方」を基本的な考え方のひとつとし、さまざまな活動主体と行政が地域福祉の担い手として、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていくことが重要としており、隣保事業に取り組んでおられる公益活動団体もそうした活動主体の中のひとつと考えております。 マルチパートナーシップにおいては、あらゆる活動主体との協働が想定されますことから、特定の活動主体に限定されない表現が計画に望ましいと考えております。
7	38-44 95-97	第2章 1 (3) 地域における団体等の活動状況 第3章 基本目標1 2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	「地域における団体等の活動状況」や「地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」の項に、住吉隣保事業推進センター(すみよし隣保館寿)やにしな隣保館スマイルゆ〜とあいを位置付けること。	いただいたご意見につきましては、今後の取り組みを進めていくうえで参考とさせていただきます。
8	89- 103-	第3章 基本目標1 1 住民主体の地域課題の解決力強化 第3章 基本目標2 1 相談支援体制の充実	人権相談をはじめとした総合生活相談事業や地域住民とのさまざまな交流事業、人権啓発事業などをおこなっている大阪市人権啓発・相談センター、ゆ〜とあい西成隣保館、すみよし隣保館「寿」や、生活困窮者への食料支援などを行っているふーどばんくOSAKAの取り組みと連携する旨を記載すること。	
9	31	第2章 1 (2) ① 地域福祉活動への参加状況	地域福祉活動に関するイベントの開催や啓発物品の設置は、地域住民の身近にあるスーパーマーケットやコンビニ等を活用すると効果的である。	本市では、各区の実情に応じ、地域のさまざまな活動主体と協働し、地域課題の解決に向けた取り組みを進めておりますが、ご意見を踏まえ、今後とも取り組みを一層進めてまいります。
10	45-	第2章 1 (4) 地域における社会問題の状況	「地域における社会問題の状況」の項に部落問題の状況を記載すること。	本計画では、特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことのできる地域づくりをめざしており、基本理念として「人権尊重の視点」を掲載しております。 また、「人権尊重の視点」に関連する事項として、「部落差別の解消の推進に関する法律」について、新たに掲載しているところです。 (第3章 2 基本理念の考え方) なお、本計画では、人権尊重等の基本的な考え方を記載し、個々の施策等により、それぞれの具体的な課題に取り組まれるものであると考えております。

	関連頁	関連項目等	ご意見の趣旨(要約)	本市の考え方
11	52-62	第2章 2 地域福祉にかかる法・制度の動向	平成29年5月の改正社会福祉法について、厚生労働省担当課長補佐の次の見解を明記する必要がある。 ・地域住民等の中には隣保館が含まれていること ・地域課題の中には部落問題が含まれていること ・地域福祉計画の中に隣保館が果たす役割を位置づけること	本市では、各区の区地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町村社会福祉計画」を形成し、本市の地域福祉を推進していくために本計画を策定しており、その策定にあたっては、厚生労働省から示されている各種の通知や資料を参考としております。 本計画では「多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の考え方」を基本的な考え方のひとつとし、さまざまな活動主体と行政が地域福祉の担い手として、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていくことが重要としており、隣保事業に取り組んでおられる公益活動団体もそうした活動主体の中のひとつと考えております。 マルチパートナーシップにおいては、あらゆる活動主体との協働が想定されますことから、特定の活動主体に限定されない表現が計画に望ましいと考えております。 なお、令和2年3月4日付け厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料には、次のとおり記載されております。 「連絡事項＞第4 地域福祉の推進等について＞8 地方改善事業等について＞（3）関係部局・機関との連携方策について＞ア 社会福祉法に基づく取組との連携」には、次のとおり記載されております。 「「地域共生社会」の実現に向け、平成30 年4 月に改正社会福祉法が施行され、今後、市町村は、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の整備に努めることとされた。 このため、市町村による体制整備の際には、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館等が、関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していることについて、ご了知願いたい。 また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了知願いたい。」

	関連頁	関連項目等	ご意見の趣旨(要約)	本市の考え方
12	56、57	第2章 2 (1) (ウ) 「地域共生社会」の実現に向けて	令和2年6月の改正社会福祉法で創設された重層的支援体制整備事業の枠組を活用すべきである。	改正社会福祉法では、市町村は「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」等の事業の実施やその他の各般の措置を通じて地域福祉の推進のための協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるとされており、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制を整備するための一つの手法として、前述の3つの支援を一体的に行う事業と位置付けられています。 具体的には、高齢者や障がい者、生活困窮者等の相談支援を1つの窓口で可能とすることや、何らかの支援を必要とする人・世帯と地域資源(地域サロン、ボランティア活動)とのマッチングを行い、社会とのつながりを回復していくような支援、地域における多世代の交流等を確保する地域づくりに向けた支援等を一体的に行う事業とされています。 本市においては、これまで、社会福祉協議会をはじめ、様々な地域の社会福祉法人やNPO等の協力や当該法人等への委託を行うことにより、高齢者、障がい者、児童及び生活困窮者等の支援事業を実施し、各分野の専門性を高めてきました。
13	58-	第2章 2 (1) ② 国の動向を踏まえた大阪市の方針	重層的支援体制の構築という視点が欠落している。地域福祉を推進するためには、各施策をバラバラに展開するのではなく、より有効な活動に再編する戦略が求められている。	本市では、これらの関係機関が高い専門性を維持しながら、他の分野の機関と連携を図ることで、多様な支援ニーズに対応できる、包括的な支援体制を整備していくことが重要であると認識しており、現状では重層的支援体制整備事業は実施しないこととしています。 なお、引き続き、他の政令市の動向等も注視してまいりたいと考えております。 いただいたご意見につきましては、今後の取り組みを進めていくうえで参考とさせていただきます。
14	58-	第2章 2 (1) ② 国の動向をふまえた大阪市の方針	「国の動向を踏まえた大阪市の方針」の項が非常にわかりにくいので、次のとおり記載すべきである。 「『地域課題の解決力の強化』『地域丸ごとのつながりの強化』『地域を基盤とする包括的支援の強化』について、小学校区単位で取り組むこと、そのために各区役所及び区社協が地域福祉活動を積極的に推進・支援する」。	本計画は、各区役所が地域の実情に応じた福祉施策の構築や実施に専念できるよう、本市の地域福祉推進にかかる基本理念や、市域で共通した取り組み等の基礎的な事項、国の法改正・制度改正に関する統一的解釈や方針を定めております。 第1期大阪市地域福祉基本計画におきましては、国が定めた地域共生社会に向けた改革の骨格の方向性を踏まえた方針を定め、取り組みを進めてきたところであり、第2期計画におきましても、引続き、地域共生の実現に向け、計画的に取り組んでまいります。
15	77	第2章 4 オ あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)の適切な利用	あんしんさぼーと事業は利用開始までに時間がかかるので、事業を拡大してほしい。	日常生活自立支援事業(あんしんさぼーと事業)につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては、市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助を行っているところです。引き続き円滑な事業運営が図られるよう、大阪市社会福祉協議会と連携協力を努めてまいります。
16	77	第2章 4 オ あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)の適切な利用	あんしんさぼーと事業は利用開始までに6か月以上かかる状況であり、住民人口に合わせた人員配置が必要である。	いただいたご意見につきましては、今後の取り組みを進めていくうえで参考とさせていただきます。

	関連頁	関連項目等	ご意見の趣旨(要約)	本市の考え方
17	79-	第3章 2 基本理念の考え方	基本理念の考え方として、自助、共助、公助の関係を整理しておくことが重要である。	社会福祉法では、地域住民はお互いに協力し、支援を必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めることとされております。 また、支援を必要とされる方がいれば、その生活上の課題を把握し、行政や福祉サービスの提供者等と連携し、その解決を図ることが求められています。 一方で、国及び地方公共団体は、そのような地域住民の活動が促進する施策や、必要な措置を講じるよう求められています。 本計画では、そのような社会福祉法の趣旨を踏まえて策定しております。 いただいたご意見につきましては、今後の取り組みを進めていくうえで参考とさせていただきます。
18	79-	第3章 2 基本理念の考え方	「(1)人権尊重の視点」の本文中に次の条文を記載すること ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、 ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、 ・部落差別の解消の推進に関する法律	本計画では、特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことのできる地域づくりをめざしており、基本理念として「人権尊重の視点」を定めております。 また、「人権尊重の視点」に関連する事項として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に加えて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」について、新たに掲載しているところです。 (第3章 2 基本理念の考え方) なお、本計画では、人権尊重等の基本的な考え方を記載し、個々の施策等により、それぞれの具体的な課題に取り組まれるものと考えております。
19	45- 79-	第2章 1 (4) 地域における社会問題の状況 第3章 2 (1) 人権尊重の視点	エッセンシャルワーカーへのコロナ差別がおきている現状や実態を示す必要がある。	新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題については、誤った情報や根拠のない噂等の不確かな情報に惑わされて、誹謗中傷や風評被害を発生させてしまわないように、大阪市ホームページにおいて情報発信を行っており、市長自ら啓発動画を通じて周知、啓発に取り組んでおります。 そのような状況やご意見も踏まえ「第3章 2 (1)人権尊重の視点」にコロナウイルス感染症流行に関する記載の追記を検討します。
20	52- 71 79-	第2章 2 地域福祉にかかる法・制度の動向 第2章 3 各区の取り組み状況 第3章 2 (1)人権尊重の視点	障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法等の差別解消に関する法令や、新型コロナウイルス感染症に関する風評被害や偏見の解消に関する事項を計画本文に明記すべきである。	本計画では、人権尊重等の基本的な考え方を記載し、個々の施策等により、それぞれの具体的な課題に取り組まれるものと考えております。 (第3章 2 基本理念の考え方) なお、新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題については、誤った情報や根拠のない噂等の不確かな情報に惑わされて、誹謗中傷や風評被害を発生させてしまわないように、大阪市ホームページにおいて情報発信を行っており、市長自ら啓発動画を通じて周知、啓発に取り組んでおります。 そのような状況やご意見も踏まえ「第3章 2 (1)人権尊重の視点」にコロナウイルス感染症流行に関する記載の追記を検討します。

	関連頁	関連項目等	ご意見の趣旨(要約)	本市の考え方
21	89-	第3章 基本目標1 1 住民主体の地域課題の解決力強化	地域福祉が市民に広く浸透するためには、障がい者や高齢者等の当事者が中心となって計画を作るなど、市民が自主的に企画し、取り組むことが必要である。	本計画は、さまざまな属性の団体の代表者や一般公募の市民が参画している、大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の議論を踏まえ策定しております。 また、属性・世代に関わらず、地域に関わるすべての人が安心して暮らし続けられる地域をめざしているところです。
22	89-	第3章 基本目標1 1 (2) 地域福祉活動への参加の促進	地域福祉活動への参画について、福祉を意識しすぎるとハードルが高くなってしまうので、健康のためのウォーキングが、子どもたちの見守りや行方不明となっていた認知症高齢者の発見の機能を果たすことがあるように、別目的の活動が結果として福祉活動にもつながるような仕掛けが必要である。	地域福祉を推進するためには、あらゆる機会を通じて地域住民の参加を促進することが重要であると考えております。 いただいたご意見につきましては、今後の取り組みを進めていくうえで参考とさせていただきます。
23	89-91	第3章 基本目標1 1 住民主体の地域課題の解決力強化	「【現状と課題】(1)から(4)」の各項に対する「【取り組みの方向性】」が、主語がなく具体的になっていない。 地域の中で孤立や社会的排除といった地域生活課題の解決に取り組むためには、身近なコミュニティでのつながりづくりが必要不可欠であり、地域の中で住民どうしのつながりづくりを生み出す人材の育成と支援が求められている。	【取り組みの方向性】は、いずれも本市が中心となって取り組んでまいります。 世代や属性に関わらず、広く地域住民の方々に支え合い、助け合いの意識が醸成されるよう啓発するとともに、地域福祉活動に参加するきっかけづくりに取り組むことが重要であると考えております。
24	89	第3章 基本目標1 1 住民主体の地域課題の解決力強化	市営住宅では、住民の高齢化問題や自治機能が低下するなど、福祉的な課題が山積している。2019年には平野区の市営住宅で、自治会班長選をめぐり、知的・精神障がいをもった住民に対して、合理的配慮ができず、自死されたケースがあった。そうした問題が浮き彫りになっている現状は、都市整備局だけでなく、大阪市全体で考える必要があると考えられる。市営住宅を含めた住宅福祉の観点をしっかりと明記すること。	本市では、障がいのある方や高齢者等、だれもが安心して暮らし続けられる地域をつくっていくために、だれもが地域の一員として、自分にあった役割を果たし、活躍することができるような地域づくりを進めております。 既存のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対しては、各区が中心となり、関係者が一堂に介して支援方針を話し合う等のしくみを構築しております。
25	101	第3章 基本目標1 3 災害時等における要援護者への支援 (主な取り組み) 福祉避難所の確保の推進	要援護者の方々が安心して避難所で過ごすことができるよう計画を立ててもらいたい。避難所のバリアフリー化や情報提供の方法など課題があると思われる。	本市では、小中学校などに設置される災害時避難所に、避難生活において何らかの特別な配慮を要する方を対象とした福祉避難室を配置することとしています。また、福祉施設等の関係団体と調整し、一般の災害時避難所では生活に支障をきたす人たちのために特別な配慮がされている福祉避難所の確保に努めています。 ご意見のとおり、避難所のバリアフリー化といった課題に対応できるよう、関係部局や関係施設、各区役所が連携し取り組みを進めてまいります。
26	概要版 17	概要版 IV 1 1-2 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制	相談支援体制のイメージ図について、地域包括支援センターやランチ等の相談窓口を記載すれば、関係者以外の方も理解しやすくなる。	計画(概要版)に掲載しているイメージ図については、地域包括支援センター等の各相談支援機関を記載している計画(本編)のイメージ図を一部抜粋して掲載していましたが、ご意見を踏まえ、計画(本編)のイメージ図と統一してまいります。

	関連頁	関連項目等	ご意見の趣旨(要約)	本市の考え方
27	概要版 19	概要版 IV 2 2-1 地域福祉活動への参加促進	若い世代への地域福祉活動への参加を促進する手段として、YouTubeやボランティアポイントのようなしくみを導入してはどうか。	本市では、地域福祉活動の推進に向けて、小学生向けに福祉読本を配付し、中学生向けに福祉教育プログラムを実施しており、デジタルブック化した福祉読本を大阪市ホームページに掲載する等、多様な媒体を活用した情報発信も行っております。 いただいたご意見につきましては、今後の取り組みを進めていくうえで参考とさせていただきます。
28	126	第4章 2 福祉人材の育成・確保	介護職員の人材確保が進んでおらず減少する一方である。理由として、看護職等の専門職に比べ、福祉職の地位が低く、責任感ややりがいを失いやすいことがある。また、給料も上がっていない。	「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(2007(平成19)年厚生労働省告示第289号)」において、国と地方公共団体それぞれの役割が示されており、国においては介護報酬の設定等、都道府県は就業状況の把握や市町村では実施が困難な人材確保の取り組み等、市町村では研修やネットワークの構築等を行うこととされております。 そのため、本市においては、研修等の福祉人材養成等の取組みや啓発、広報を行っております。 引き続き、福祉人材の育成・確保に向けて、ニーズに応じた取り組みを進めてまいります。
29	74 127-	第2章 4 ② ア 福祉専門職の「やりがい」や「専門性」を支え、育成・定着を図る取り組み 第4章 2 2-2 福祉専門職の育成・確保	介護職は楽しい仕事だが大変なことも多いので、有給休暇の取得を義務付けるなど労働環境を改善してほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の取り組みを進めていくうえで参考とさせていただきます。
30	118	第4章 1 1-1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実	制度の狭間の問題は、制度を所管する行政が縦割りの壁を越えて柔軟に対応できるかどうかが大きな課題である。	本市では、1つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、各相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、支援することができる「総合的な相談支援体制の充実事業」を各区で実施しております。 同事業では、既存のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区役所が中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場(つながる場)」の開催や、区役所内の分野横断的な連携を進めていくこと等が必要であり、区職員への助言や研修等ができるしくみも実施しております。 いただいたご意見につきましては、今後の取り組みを進めていくうえで参考とさせていただきます。 (第4章 1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備)
31	130	第4章 2 2-3 行政職員の専門性の向上	行政職員の専門性を向上させる方策として、地域ケア会議などに参加して生の相談支援の現場を経験させるなど、現場体験がなにより効果的である。	行政職員が、関係機関との緊密な連携のもと、必要な経験を蓄積し、市民ニーズを的確に把握し対応することができるよう、専門性の向上に取り組んでまいります。

	関連頁	関連項目等	ご意見の趣旨(要約)	本市の考え方
32	—	—	大阪市社協を準行政機関と位置付けているが、重要な役割を担うべき専門職の多くが非正規職員や経験不足の人材であり、専門機関としての役割を果たすには人材が不足している。 身近な地域での課題を整理し、地域住民の活動を支援・調整しながら地域資源を開発し、ネットワーク化していく活動は、本来、区社協の役割なので、市社協の人材を区社協に配置すべきである。 区社協は地域包括支援センターや見守り相談室と連携して、区の総合的な支援調整の場(つながる場)の事務局として、区の地域福祉推進のコーディネート機能を果たす中間支援機関に立ち戻る必要がある。	本市が目指す「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」のためには、社会福祉法に定められた大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の活動は非常に重要であると認識しております。 福祉局と大阪市社会福祉協議会との間で、また、各区役所と各区社会福祉協議会との間で「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結のうえ、行政と社会福祉協議会がお互いの責任と役割を分担し、地域福祉の推進を図っており、今後も連携・協働しつつ地域福祉の推進に努めてまいります。 なお、市・区社協のあり方については、それぞれの団体において検討されるべきものと考えておりますので、ご意見の趣旨をお伝えいたします。
33	—	—	計画に書かれた取り組みをどのように周知・実行していくかが問題である。	本市では、福祉の取組の中心である区役所において、区地域福祉計画等を策定し、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)の考え方のもと、区民ニーズと地域特性に基づく取組を進めております。 このような地域の実情に応じた取り組みを各区において一層進めることができるよう、本計画では市域で共通した取り組み等の基礎的な事項を内容としております。 いただいたご意見につきましては、今後の取り組みを進めていくうえで参考とさせていただきます。
34	—	—	認知症などの早期発見には地域の方の気づきが重要であり、スーパーやコンビニなど、目につきやすいところで相談窓口を積極的に周知・啓発してもらいたい。地域包括支援センターが個別にパンフレット等の設置を依頼しても実現しない。 警察に、認知症の方の徘徊時の対応や、認知能力の低下に伴う万引き行為があるということを理解してもらえるしくみをつくってもらいたい。	地域包括支援センターの認知度については、大阪市高齢者実態調査でも「聞いたことがない」方が約43%と依然として低い状況であり、今後認知度の向上に向けて取り組んでいく必要があると認識しております。 そのため、地域包括支援センターが気軽に相談できる窓口として活用されるよう、様々な周知啓発方法により認知度の向上に努めてまいります。 併せて認知症に関する相談窓口についても、スマートフォン等で利用できる「認知症アプリ・ナビ」なども活用し周知に努めてまいります。 また、警察を含め、地域社会全体に認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発を図ってまいります。